

国住参建第4376号
環地域調発第2503251号
令和7年3月28日

各都道府県住宅・建築行政主務部（局）長
各都道府県環境行政主管部（局）長 殿

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)
環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官
(公 印 省 略)

建築物再生可能エネルギー利用促進計画と地方公共団体実行計画の関係について

平素より、地球温暖化対策の推進、盛土等の安全対策及び建築行政の円滑かつ適切な運用に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第67条の2第1項に基づき、令和6年度から、市町村は、当該市町村のうち建築物への再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域（以下「建築物再エネ促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下「建築物再エネ促進計画」という。）を作成することが可能とされたところ。

建築物再エネ促進計画は、建築物再エネ促進区域を指定することにより、当該区域において建築物再エネ促進計画に適合して再エネを設置する建築物について、建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例対象規定（容積率等）の特例許可の対象となり、再エネの設置要件が緩和される。したがって、市町村が屋根置き太陽光発電等の建築物に設置する再エネの導入の促進を図るための計画を策定するときは、建築物再エネ促進計画を作成することが望ましい。

また、建築物再エネ促進計画は、地域の気候条件や周辺の地形、土地利用等の地域の実情を踏まえた建築物への再エネの導入を推進し、もって我が国における2050年ネット・ゼロの実現及び温室効果ガス削減目標の達成を図るものであるという点において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項の地方公共団体実行計画と政策的に関連が深いといえる。以上を踏まえ、市町村は、建築物再エネ促進計画を地方公共団体実行計画と一体のものとして策定することも差し支えない。

一体策定を行う際は、各計画について、地球温暖化対策推進法及び建築物省エネ法で定める要件（記載事項、手続等）を満たしたものとなるよう留意されたい。また、計画策定後に一方の計画のみを改定する場合も見据え、策定後の計画における各計画の該当箇所や関係協議先を整理することにも留意されたい。

なお、本通知は、「令和6年の地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案を踏まえた対応であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。また、各都道府県の御担当者におかれては、貴管下全ての市町村（特別区を含む。）にも周知をお願いしたい。

以上